## 新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程(昭和46年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後		改	正	前
第1条~第3条 (略)	第1条~	∲第3条	(略)	
第4条 職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準				
ずる手当を支給するに当たっては、所属長は、職				
員別に勤務公署名、職名、異動年月日、住居移転				
年月日並びに特地公署に勤務することとなった日				
における給料及び扶養手当の月額その他必要事項				
を記載した支給調書を作成し、保管するものとす				
<u>る。</u>				
<u>第5条</u> (略)	<u>第4条</u>	(略)		

## 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。